

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	那覇文化芸術劇場なは一の利用許可の取消し等		
根拠法令及び条項	那覇文化芸術劇場なは一と条例第12条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
処分基準	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇文化芸術劇場なは一と条例第12条 (利用許可の取消し等) 第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。 (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (5) 災害その他のやむを得ない事由により施設等の利用ができなくなったとき。 2 前項の規定による利用許可の取消し若しくは変更又は利用の制限若しくは停止によって利用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わないものとする。		
	処分基準 設定年月日	2020年 10月 5日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	市民文化部 文化振興課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。